

**「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」
に関する意見公募の実施結果について（別紙）**

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1-1	失効制度に関する御意見（全般）	ご意見に対する考え方
1	認定から現在に至るまで進捗が見られず、無駄に系統を抑えている案件を20年の期間を待たずに失効という形で整理を行い、過去の決着をつけるという経済産業省の積極的な姿勢を大いに支持する。	失効制度については、FIT制度の趣旨に鑑み、①調達価格の適時性、②系統利活用による適切な新陳代謝が促される仕組みと致しました。今般決定した制度に基づき、今後、運用してまいります。
2	長期にわたる未稼働認定案件に失効制度を導入すること自体には賛成。	失効制度については、FIT制度の趣旨に鑑み、①調達価格の適時性、②系統利活用による適切な新陳代謝が促される仕組みと致しました。今般決定した制度に基づき、今後、運用してまいります。
3	様々な要因のために運転開始が遅れている事業者は、固定買取の期間が減少していくことでペナルティーを負っている。それでも事業を成功させようとしている事業者もいるはずであり、今回の改正はそのような事業者にとあまり不利。	今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待されるか否かについては、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗があったかどうかという点で運転開始に至る蓋然性で判断することが適切であり、系統連系工事着工申込みの受領に加えて、電気事業法に基づく工事計画届出の受領や環境影響評価法に基づく準備書に対する勧告等の通知といった公的手続によって進捗が確認された場合に、大規模案件に係るファイナンスの特性を踏まえた例外的措置として、失効リスクを現実的に取り除く措置としております。上述した進捗状況を確認することで、それぞれの猶予期間を設定することとしており、事業者間の公平性を鑑み、個別判断ではなく、公平な一律の線引きをした上で今般の措置を適用することとしています。
4	何度も再工程措置法の改正があり、真面目に太陽光発電事業を行っている者にとっては事業の計画を狂わせる大きな打撃であり、怒りすら覚える。法改正はやむを得ないことではあるが、既に認定を受けた案件に対しても遡って適用するのはおかしいのではないかと、是非と根拠を説明して貰いたい。系統の有効利用の効果を早く出すための期限設定であることは理解できるが、事業実現に向けて推進している者にとっては、受け入れがたいものである。また、これをリスクと捉えられてファイナンスの面から事業を断念させることにもなりかねない。それが今回の法改正の意図なのか。どうしても時間余裕が認められないなら、失効期限の時点で、工事の着手状況、発電事業実現の見込みを吟味して、工事を着手しており発電事業が実現することが確認できた案件には更なる猶予を与えるような仕組みにできないか検討してほしい。	今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待されるか否かについては、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗があったかどうかという点で運転開始に至る蓋然性で判断することが適切であるとと考えています。今回の改正案では、運転開始期限から1年を経過するまでの時点で、進捗状況を確認することで、それぞれの進捗に応じた猶予期間を設定することとしています。
5	今回の改正案では最悪、認定から1年3経過しないと失効しないという気の遠くなるような話になる。やる気のない施設はもっと早い時期に失効させることを要望する。認定の時期および設備の規模に関わらず、認定後1年以上経過したものは認定の効力を失効すべき。	今回の改正案では、例えば、太陽光発電について、事業実施に向けた進捗が見られないまま、認定から4年（運用期限から1年）が経過するまでに系統連系工事着工申込みを行わない場合はその時点で失効することとなります。未稼働案件についても、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えており、事業の実施が期待されるか否かについては、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗があったかどうかという点で運転開始に至る蓋然性で判断することが適切であるとと考えています。今回の改正案では、運転開始期限から1年を経過するまでの時点で、進捗状況を確認することで、それぞれの進捗に応じた猶予期間を設定することとしています。
6	認定が失効するだけで接続契約解除にならなければ、系統の枠が空くことはないため、認定失効しても他事業者にはあまりメリットはないのではないかと。電力系統によっては空容量に十分余裕がある系統がある。それらの系統では、今回の失効制度により活用の機会が失われてしまう系統もあるため、接続系統ごとに個別で判断すべきではないかと。2MW未満の事業計画が多数を占めている事を踏まえ、対象をさらに制限する事で系統容量を十分に活用しつつ、新陳代謝を促せると考える。また、長期で系統枠を確保する仕組みを導入するのであれば、ノンファーム接続される仕組みとしていただくことが望ましい。	失効制度については、FIT制度の趣旨に鑑み、①調達価格の適時性、②系統利活用による適切な新陳代謝が促される仕組みと致しました。FIT認定が失効されることにより、接続契約が解除されることになれば、新規事業者による系統の活用が期待されますが、系統の空容量によって扱いを変えることは事業者間の公平性に鑑み検討しておりません。なお、ノンファーム型接続については、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー・大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会及び広域連系系統のマスタープラン及び系統利用ルールの在り方等に関する検討委員会において、ノンファーム型接続の全国展開に向けて、議論を進めているところです。
7	本件の制度変更がなされると、事業者は事業を断念せざるをえないため、許認可の取消しがなされたものと同等の状況となる。このような適時による制度変更の実施は、法的安定性を損ねるものと懸念。現行の法制度とその安定性を信じて事業を推進してきた事業者においても、すでに投資した資金の回収が不可能になり、今後の投資が敬遠される契機になりかねず、特に海外から日本市場の制度安定性に疑問符が付くことは必至。このような不利益な変更がなされる場合においては、パブリックコメントのみでなく、各事業者から開発状況を十分に聴取した上で、個別に慎重な対応をすることを求める。	失効制度については、FIT制度の趣旨に鑑み、①調達価格の適時性、②系統利活用による適切な新陳代謝が促される仕組みとするため、国会で審議され成立した法律に基づく措置となります。今回の改正案は、事業者間の公平性を鑑み、個別判断ではなく、公平な一律の線引きをした上で今般の措置を適用することとしています。事業者の利益や予見可能性の確保は重要ですが、制度開始は令和4年4月1日であり、制度趣旨に反して長期に実施されない案件に対し、適切な猶予期間を置いて適用する失効措置について、適し適用との指摘は当たらないと考えます。
8	不可抗力による工事の遅延や電力会社による接続工事等の遅延等、事業者による未稼働案件の長期放置とは言えない難い場合におけるより具体的な個別事情を踏まえた認定失効ルール適用の例外措置を設ける必要がある。	2016年8月1日以降に接続契約が締結された事業に既に設定されている運転開始期限については、系統側の都合や災害などの不可抗力を考慮しない仕組みとしており、これらの整合性を確保する必要があると考えます。一方で、運転開始期限から1年を経過するまでに系統連系工事着工申込みが不備無く受領された場合において、系統側の都合により連系開始予定日に遅れが生じてしまう場合については、当該遅延した期間を失効期間に加える措置を講じることとしています。
9	真面目に再生可能エネルギーを普及させるため、地域に丁寧な説明を行っている事業者に対し、失効期限を設けることにより、地域に対して丁寧な説明を行わなくなる可能性がでてくるため、失効制度には反対である。各案件ごとに直面している問題は異なり、状況は様々であると思う。事業者ごとに詳細な状況報告書のようなものを提出させ、前向きな事業者、悪質な事業者のふるいわけを行うべきではないかと。	長期安定的な事業運営を求める再生可能エネルギー政策の下では、地元との関係構築も含め適切な期間内で事業化を行っていたことが前提です。今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が継続する案件については、電気事業法に基づく工事計画届出が不備無く受領されたことあるいは、環境影響評価法に基づく準備書に対する勧告通知等が出されたことを経済産業大臣が確認することとしており、確認できた場合にはその旨を事業者へお知らせすることとなります。
10	今回の失効の措置は、FIT法の中で当初から想定された範囲外のものであり、到底受け入れることはできない。	失効制度については、FIT制度の趣旨に鑑み、①調達価格の適時性、②系統利活用による適切な新陳代謝が促される仕組みとするため、国会で審議され成立した法律に基づく措置となります。
11	失効期間の延期については事業者から国に申し出し、国により延期と判断されれば、送配電事業者および買取義務者に対し、国から失効期間延期の連絡がされるとの認識でよろしいか。	運転開始期限の1年後の時点までに、系統連系工事着工申込みが受領されれば、認定から運転開始期限日までの期間が猶予期間として設定されることとなります。他方、大規模な案件については、電気事業法に基づく工事計画届出が不備無く受領されたことあるいは、環境影響評価法に基づく準備書に対する勧告通知等が出されたことを経済産業大臣が確認することとしており、確認できた場合にはその旨を事業者へお知らせすることとなります。
12	過去の高額メガソーラー案件への配慮は不要であり、22年の施行日に建設できない案件は一律で取り消しするべき。	今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待されるか否かについては、適用される価格の水準ではなく、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗があったかどうかという点で運転開始に至る蓋然性で判断するべきであると考えています。
13	国は、「未稼働案件性の認定失効」の制度運用とともに、事業者の法理・法令違反に対し、情報提供があれば事実確認のうえ、例えば個別案件であっても適切かつ迅速に対応することが必要。よって、認定失効制度の運用開始時には、但し書きで「認定失効制度以外にFIT法違反がある場合、厳正に行政処分を行う」旨、明記すべきである。	再工程特措法の執行にあり、これまで法令に違反する事案に対しては、法令の規定に基づき適切な執行を行っております。引き続き適切な法執行に努めてまいります。
14	入札・公募で認定を受けた案件は、失効制度の適用対象としない欲しい。あるいは、失効リスクを取り除いて欲しい。	今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待されるか否かについては、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗があったかどうかという点で運転開始に至る蓋然性で判断することが適切であり、系統連系工事着工申込みの受領に加えて、電気事業法に基づく工事計画届出の受領や環境影響評価法に基づく準備書に対する勧告等の通知といった公的手続によって進捗が確認された場合に、大規模案件に係るファイナンスの特性を踏まえた例外的措置として、失効リスクを現実的に取り除く措置としております。失効までどのような猶予期間を設定するかは、事業者間の公平性の観点から、事業の進捗状況によって判断することとしており、入札や公募かどうかによって判断することは考えておりません。
15	価格告示第1条で定義された運転開始期限日前提として、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正」第13条の2の「認定の失効までの期間」が設定されるとの認識でよいか。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部改正において、第13条の2として、概要でお示しているとおり規定することとなりました。例えば、太陽光発電においては、「出力が10キロワット以上のものであって、認定を受けた日から起算して4年後の日までに、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込み書を受領した場合・・・6年」といった規定となります。

16	金融機関としては、認定失効の期限を確認する必要が生じることから、認定IDの失効期間及び有効性を確認できるデータベースを構築・提供してほしい。また、「健全な事業環境の維持」、「不正業者の排除」の観点から、認定が失効となったIDナンバーと事業者名の公表等の情報提供を合わせてお願いしたい。	公表情報を拡充することは国民への情報提供に資するものと考えられますが、認定事業者の個人情報保護とのバランスで慎重に検討するべきものであり、現時点でご指摘の内容を追加的に公表することは検討しておりません。
1-2. 失効制度に関する御意見（系統連系工事着工申込みについて）		
17	告示第2条第13～16に規定する系統連系工事着工申込みとは全く別物として規定されるのか。告示第2条第13～16に規定される系統連系工事着工申込みは、発電事業計画の変更認定申請を行った場合は再提出が必要でありFIT価格が変更されるが、今般の改正において導入される系統連系工事着工申込みは認定の失効の判定を目的として行うものであり、FIT条件の変更にはリンクしないことを、確認したい。また、再提出により失効しないという理解でよいのか。	失効制度に係る系統連系工事着工申込みについての規定は告示第2条第13～16項とは別に、今回の改正省令において措置することとありますが、今回の改正において、事業計画の変更に伴う再提出は求めないことと致します。ただし、提出後に、当該情報の提供を受けた経済産業省が、電力会社による受領確認作業と並行して又は受領後も継続的に、自治体等を通じて要件該当性について確認を行い、その結果、要件を満たしていないことが判明した案件については失効となる可能性があります。
18	2012～2014年度に認定を取得し、2016年8月1日以降に送配電事業者との接続契約が締結された案件の扱いについて、2018年12月5日発表の「FIT制度における事業用太陽光発電の未稼働案件への新たな対応について」の対象外であったため一般送配電事業者への着工申込みの提出を行っていない。しかし、これらの案件は2020年3月31日で運転開始期限を迎えるものがあり、「令和4年3月31日以前に運転開始日を迎える設備」として扱われるものと考えられる。これらの案件は新たに着工申込みを提出することになるのか、提出した場合の売電準備の扱いはどのようになるのか、明らかになってほしい。	2012～2014年度に認定を取得し、2016年8月1日以降に接続契約を締結した案件については、御理解のとおり既に運転開始期限が設定されています。そのため、当該案件については、経過措置として扱われることになり、改正法施行日である令和4年4月1日から1年の間に系統連系工事着工申込みの受領、工事計画届出/環境影響評価の準備書に対する経済産業大臣勧告等の通知がなされず、運転開始に至らなければ失効となります。なお、系統連系工事着工申込みの受領や工事計画届出等がなされなくとも、令和4年4月1日から1年の間に運転開始に至れば、これらの書類を提出する必要はありません。また、2016年8月1日以降に接続契約が締結された案件については、価格告示第2条において、調達価格が決定されることになっているため、当該法令をご確認ください。
19	太陽光発電以外の電源種について、新たに運転開始期限が設定されるが、失効期限の延長および失効リスクを取り除くことを目的とした期日（系統連系工事着工申込みおよび工事計画届出の受領期限）は、新たに設定される運転開始期限から1年後までとの認識で問題はないか。	ご認識のとおりとなります。
20	運転開始期限が設定されていなかった太陽光発電については、系統連系工事着工申込みに関して調達価格が下落するリスクが存在したが、失効期限の延長および失効リスクを取り除くことを目的とした系統連系工事着工申込みについては、調達価格には影響を与えべきではない。また、系統連系工事着工申込み後に再工事特措法10条1項の変更認定をした場合に改めて系統連系工事着工申込みを必要としたり、その場合に調達価格を変更したりすることがないよう望む。	失効制度における系統連系工事着工申込みについては、失効までの猶予期間を設定するにあたっての一要件であるため、調達価格へ影響を与えるものではありません。今回の改正において、事業計画の変更に伴う再提出は求めず、調達価格への影響も生じないようにいたします。ただし、提出後に、当該情報の提供を受けた経済産業省が、電力会社による受領確認作業と並行して又は受領後も継続的に、自治体等を通じて要件該当性について確認を行い、その結果、要件を満たしていないことが判明した案件については失効となる可能性があります。
21	運転開始期限1年後の期日までに系統連系工事着工申込みと工事計画届出が受領された場合、系統連系工事着工申込みの再受領（FIT変更認定申請により再度提出が必要となった場合）が当該期日を超えた場合においても、認定の効力を失う期間は変更すべきではない。	運転開始期限の1年後の時点まで、系統連系工事着工申込みが不備無く受領され、かつ、工事計画届出の提出を経済産業大臣が確認した場合に、失効リスクが実質的に取り除かれることとなります。系統連系工事着工申込みについては、今回の省令改正において受領条件が規定されることになり、仮に、条件が満たされていないことが分れば、失効までの猶予期間の設定が無くります。
22	系統連系工事着工申込みの提出の要件については、従前（2018年12月5日）の要件（土地の使用の権原が現に取得できていること、農振除外・農地転用の許可取得、条例に基づく環境影響評価書の公告・縦覧の終了、林地開発許可取得、系統連系工事着工申込み提出後、再工事事業計画の変更認定申請を行わないこと）をさらに加重することのないようお願い。法アセス/条例アセスの評価書の公告等は不要という理解でよいのか。	失効制度の一要件とする系統連系工事着工申込みの提出条件については、以下の3つとなり、環境影響評価法及び条例に基づく環境影響評価の評価書の公告等は含まれません。 ・設備を設置する場所についての所有権その他使用の権原を有していること。 ・設備を設置する場所について、農振振興地域の整備に関する法律第13条第1項の農振振興地域整備計画の変更又は農地法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可を受け、若しくは同法第4条第1項第7号若しくは同法第5条第1項第6号の届出が行われていること。 ・当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に必要な森林法第10条の2第1項の開発行為の許可を受けていること。
23	2018年12月の太陽光未稼働案件への対応の際の系統連系工事着工申込みの定義は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件（平成29年経済産業省告示第35号）」第2条第13項に規定されているが、今回の認定失効ルールにおける「系統連系工事着工申込み」の定義は、ことから調達価格告示第2条第13項の「条例に基づく環境影響評価」（条例アセス）に関する記載が除外されたものと理解でよいのか。	失効制度の一要件とする系統連系工事着工申込みの提出条件については、以下の3つとなり、環境影響評価法及び条例に基づく環境影響評価の評価書の公告等は含まれません。 ・設備を設置する場所についての所有権その他使用の権原を有していること。 ・設備を設置する場所について、農振振興地域の整備に関する法律第13条第1項の農振振興地域整備計画の変更又は農地法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可を受け、若しくは同法第4条第1項第7号若しくは同法第5条第1項第6号の届出が行われていること。 ・当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に必要な森林法第10条の2第1項の開発行為の許可を受けていること。
24	概要5頁記載の（注2）(ii)では、調達価格告示第2条第13項第1号と異なり、「農地法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可」が要件とされておりませんが、これは記載漏れでしょうか。	告示同様の条件となりますので、ご指摘の「農地法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可」は要件の一つとなります。
25	本制度では所定の期日までに一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込みを受領することができなかった場合には認定が失効することとなっているが、この系統連系工事着工申込みはこれまで太陽光の一部の案件についてのみ適用されていたルールであり、それ以外の案件については追加的な負担を強いものであるため、共通の判断基準として系統連系工事着工申込みを採用することに反対する。公的手続による開発工事の準備・着手の確認については、関連資料にも記載されているように、電気事業法上の工事計画届出や環境影響評価書の確定通知など、連系工事着工申込み以外の確認方法も考えられるため、そのような場合には、それらの手続の完了によっても同等の効果を得られるよう、他の手続により代替することを選択肢として認めていただきたい。	失効制度は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される案件とそうでない条件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待されるか否かについては、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗があったかどうかで運転開始に至る蓋然性で判断することが適切であり、系統連系工事着工申込みの受領に加えて、電気事業法に基づく工事計画届出の受領や環境影響評価法に基づく準備書に対する勧告等の通知といった公的手続によって進捗が確認された場合に、大規模案件に係るファイナンスの特性を踏まえた例外的措置として、失効リスクを実質的に取り除く措置としております。運転開始期限から1年を経過するまでの時点で、上述した進捗状況を確認することで、それぞれの猶予期間を設定することといたします。大規模案件以外については、工事計画届出や環境影響評価法に基づく環境影響評価を実施する対象ではないことから、事業の進捗を確認するための手段として、電源を問わず必要となるプロセスとして、系統連系工事着工申込みの受領を求めるとしております。
26	事業者が改正法施行日前に一般送配電事業者に対して系統連系工事着工申込みを行い、これが受領されている場合には、改めて一般送配電事業者等に対して系統連系工事着工申込みを行う必要がないことを明確にしたい。また、既に開発工事に着手済であることが確認できる案件は、系統連系工事着工申込みを不要とさせていただきたい。	既に、一般送配電事業者等に対して系統連系工事着工申込みを提出し、受領されているのであれば、改めて提出いただく必要はありません。なお、既に開発工事に着手済であっても、着手済か否かの判断を個別に行わなければならないため、事業者間の公平性に鑑み、系統連系工事着工申込みが受領されていないければ、運転開始期限の1年後に失効となります。もちろん、その期限までに運転開始に至るのであれば、提出しないという判断を妨げるものではありません。
27	事業者が改正法施行日前に一般送配電事業者に対して系統連系工事着工申込みを行い、これが受領されている場合であっても、改正法施行日後、改めて一般送配電事業者等に対して系統連系工事着工申込みを行う必要がある場合、当該系統連系工事着工申込みは、法改正を待たずに極力早期段階で提出できるとされたい。	既に、一般送配電事業者等に対して系統連系工事着工申込みを提出し、受領されているのであれば、改めて提出いただく必要はありません。実際の運用にあたって、事業者及び一般送配電事業者等の混乱を避けることが必要であり、施行日の前に運用を開始するといったことも含めて、今後検討してまいります。
28	系統連系工事着工申込みを行った場合、失効期間延長の適用有無を確認する内容の公的な書面を発行いただきたい。	系統連系工事着工申込み書は一般送配電事業者等へ提出するものであり、公的書面を発行する予定はありません。
29	系統連系工事着工申込みという名称は、太陽光に対する未稼働措置において既に利用しており、別の名称の利用を検討してほしい。	ご指摘のとおり、太陽光に対する未稼働対応として既に利用していますが、既に利用しているからといって変える合理的な理由とはならず、また、既に系統連系工事着工申込みを行った太陽光案件に対して重複して求めるものではないことから、引き続き「系統連系工事着工申込み」を利用致します。
30	系統連系工事着工申込み書は、開示請求があれば公開すべき。	系統連系工事着工申込み書は、認定事業者から一般送配電事業者等へ提出されるものです。そのため、国が保有するものではないことから、開示請求の対象となる文書にはあたらないものと認識しております。
31	風力発電について、着工申込みの条件を除外してほしい。	事業者間の公平性に鑑み、特定の電源のみ特別に配慮するということとはいたしません。
32	「系統連系工事着工申込み」の書式の開示および当該書式に関わるパブリックコメントのような民間の意見・コメントを踏まえた文言の解釈についての公表をお願いしたい。	ご指摘も踏まえ、系統連系工事着工申込み書の例及び解釈について、「よくある質問」としてホームページ上で公開を検討してまいります。
33	系統連系工事着工申込みを行った後、設備を設置する場所（地番）の変更があった場合には、①「系統連系工事着工申込み」を再度提出する必要があるか。 ②上記①を行う/行わない、いずれにせよ、変更認定申請は行う必要があると理解しているが、変更が「運転開始期限日から1年後の期日」を超えているときに失効してしまわないか。 ③上述②について、失効してしまう場合にあってもそれは故意の場合に限定され、単なる事業者の誤認については、「運転開始期限日から1年後の期日」までに系統連系工事着工申込みを受領したとして救済される措置がなされないか。	今回の改正において、事業計画の変更に伴う再提出は求めないことと致します。変更認定申請が運転開始期限日から1年後の期日を超えていたとしても、それをもって失効となることはありませんが、提出後に、当該情報の提供を受けた経済産業省が、電力会社による受領確認作業と並行して又は受領後も継続的に、自治体等を通じて要件該当性について確認を行い、その結果、要件を満たしていないことが判明した案件については失効となる可能性があります。なお、変更認定申請が行われたとしても、土地の権原を有していないなどの要件に該当しないことが判明すれば、失効の猶予は認められません。

34	2018年12月の太陽光未稼働案件へ対応の際の系統連系工事着工申込みの定義と同様、今次の認定失効ルールにおける「系統連系工事着工申込み」の定義にも「当該書面を受領することにより一般送配電事業者等が自らの意思のみに基づいて当該電氣的な接続の予定日を決定することができる状態にあるものに限る」という要件が含まれるものと理解しているが、2018年12月の太陽光未稼働案件において当該規定により、事業者側からは提出要件を満たしているかの判断が不可能となり、調達価格変更リスクを払拭しきれないとの整理から、ファイナンスが停滞する原因となった。これを踏まえて、今次の認定失効ルールにおいて、系統連系工事着工申込みに係る要件として上記のような抽象的な文言を規定するは遠慮いただきたい。	「当該書面を受領することにより一般送配電事業者等が自らの意思のみに基づいて当該電氣的な接続の予定日を決定することができる状態にあるものに限る」としては、工事費負担金の支払いが済んでいること、を想定しています。通常、一般送配電事業者等と事業者との間で接続契約を締結する際、合わせて、工事費負担金の請求がなされるため、当然、工事費負担金の支払いが済んだ上で、系統連系工事着工申込みがなされることとなり、事業開始に向けた進捗が確認できるものと考えております。
35	今次の認定失効ルールにおける「系統連系工事着工申込み」にも「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件（平成29年経済産業省告示第35号）」第2条15項が適用され又は新たな規定が設けられ、事後的に系統連系工事着工申込みの受領日が見直されるという可能性はあるのか。	今回の改正において、事業計画の変更に伴う再提出は求めないことと致します。
36	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件（平成29年経済産業省告示第35号）」第2条15項に規定される「当該一般送配電事業者等から系統連系工事着工申込みの再提出を求められた場合」との要件は、あくまで「受領された系統連系工事着工申込みの内容が事実と異なることが判明した場合」や「系統連系工事着工申込みに係る書面の内容を変更する場合」が具体的な事由として想定されるものであり、一般送配電事業者側の恣意的な理由で適用されるものではないことを、明確にしたい。	今回の改正において、ご指摘の条文は規定いたしません。
37	「系統連系着工申込み」については、具体的なプロセスが経済産業省ウェブサイトおよび各電力会社ウェブサイトに掲載されているが、その他の電源（風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備）においてはどうなるのかどの時点で申込みができ、どういった手続きとなり、いつ受領されるのかを具体的にお示しいただきたい。	詳細な運用については、今後検討の上、ホームページ上で公開することと致します。
38	一般送配電事業者等の「等」について、一般送配電事業者以外に系統連系工事着工申込みを受領する立場に該当する事業者が存在するのであれば、その事業者（事業者名称）をご教示いただきたい（例：エネルギー供給強靱化法（改正電気事業法）で位置づけられた配電事業を営む者は該当するのか）。	一般送配電事業者等とは、電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者、同項第1号に規定する送電事業者及び同項第13号に規定する特定送配電事業者を言います。
1-3. 失効制度に関する御意見（失効の要件について）		
39	環境影響評価に単独の条例アセスメントが含まれるのが明記して欲しい。原則2において、環境影響評価法第2条第1項に規定する環境影響評価を行っている場合、太陽光は猶予期間を2年間配慮することになっているが、これを地方自治体の条例アセスの対象となっている大型案件についても同様の配慮期間を与える措置が必要。また、条例に基づく環境アセスメント等で多額の支出を要している場合、救済措置をお願いしたい。	概要に記載している環境影響評価は環境影響評価法に基づくものであり、条例で定める環境影響評価を含みません。条例で定める環境影響評価については、条例ごとに必要となる期間が異なるため、一律に運転開始期限の考慮とすることは適当ではなく、支出の多寡によって救済措置を講じることは事業者間の公平性を鑑みても合理的とは言えないと致します。
40	現在、環境影響評価を行っている発電事業者においては、失効期間の設定により、環境影響評価に要する期間・費用面で負担が甚大になる場合があり、再生可能エネルギー事業の発展への影響が懸念される。また、失効期間の設定により、住民等からの聞き取りや地域住民との意見交換による内容を反映した上での対応が、大変厳しい状態になることを危惧している。運転開始する見込みの無い事業のみを対象とし、申請対応や開発中案件に対する不必要な事業者負担を課すことで、今後の再生可能エネルギー事業を委縮させることのないよう配慮をしていただきたい。	今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることで、長期未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待されるか否かについては、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗があったかどうかとすることで運転開始に至る蓋然性で判断することが適切であり、系統連系工事着工申込みの受領に加えて、電気事業法に基づく工事計画届出の受領や環境影響評価法に基づく準備書に対する勧告等の通知といった公的手続によって進捗が確認された場合に、大規模案件に係るファイナンスの特性を踏まえた例外的措置として、失効リスクを事実的に取り除く措置としております。上述した進捗状況を確認することで、それぞれの猶予期間を設定することとしており、事業者間の公平性を鑑み、個別判断ではなく、公平な一律の線引きをした上で今般の措置を適用することとしています。
41	現在事業者が取り組んでいる事業の中には、電力会社の系統側対策工事に長期間要するもので、事業開始時点が認定日から6年を超過することが十分考えられる。従来のルール（認定日から3年後は20年が満了）に沿って資金投入していた事業者は唐突なルール変更により、投入資金が丸損となり理不尽な結果になる。長期間の系統側対策工事を想定して救済措置を設けるべき。	運転開始期限から1年を経過するまでに系統連系工事着工申込みが不備無く受領された案件において、系統側の都合により連系開始予定日に遅れが生じてしまう場合については、当該遅延した期間を失効期間に加え措置を講じることといたします。なお、ご指摘の系統制約については、現在、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー・大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会及び広域連系系統のマスタープラン及び系統利用ルールの在り方等に関する検討委員会において、2021年中のノンフォーム型接続の全国展開に向けて、議論を進めているところです。
42	8月31日合同会議資料3ではアセス評価書の確定通知となり、合同会議で特に意見が無かったにも関わらず事務局が勝手に（P/COMにおいて）評価書確定通知を準備書経済産業大臣勧告に変えるのは良くない。また、安岡沖洋上などは準備書勧告から3年以上経過しても評価書手続きに進む様子はなく、他にも準備書勧告後に事業廃止している事例も多数ある。準備書大臣勧告では運転開始に至る蓋然性があるとは到底判断できないため、準備書大臣勧告を削除し、工事計画書の受理のみとすべき。	8月31日の資料では、基本的考え方として、「運転開始に向けた進捗の確認についての例」として環境影響評価書の確定通知を例示しました。一方、同じ資料において、失効期間の設定にあたり、「開発工事への準備・着手が公的手続によって確認された一定規模以上の案件は失効リスクを取り除く」との方針を合意したところです。今回の改正案では、その方針を具体化し、工事計画届出とともに、環境影響評価に係る各種手続を考慮し、環境影響評価の準備書に対する経済産業大臣による勧告等の通知についても、開発工事への準備・着手が確認できる公的手続とすることとしています。
43	現在、太陽光発電設備の環境影響評価を行っている段階であるが、失効期間を「6年」と設定されることにより環境影響評価に要する期間・費用面における負担が甚大であると感じている。期間の設定がされることで、対象となる動物保護の観点からの評価をはじめ専門家・住民等のヒアリングや地域住民との意見交換による内容を反映した上での対応がおろそかになることを危惧している。制度開始時点で環境影響評価を行っている案件については期限を設けず、丁寧に進めることを優先し、地域と共生できるような制度としていただけるよう配慮をして頂きたい。	長期安定的な事業運営を求める再生可能エネルギー政策の下では、地元との関係構築も含め適切な期間内で事業化を行っていただくことが前提です。他方、運転開始期限については、通常事業実施までの必要なプロセスに要する期間に十分な猶予を加え、個別の事情によらず一律に設定しているものです。そのため、事業者間の公平性を鑑み、ご指摘のような制度開始時点で環境影響評価を行っている案件について個別の案件ごとの配慮は致しません。
44	今回の未稼働認定失効制度の基本的な考え方・制度設計については、積極的に進めていただくことに賛同する一方、事業者自らの責任によらない、自然災害については、国の指定する「激甚災害」に指定され、被災した案件については、配慮が必要。原則2（運転期限1年後までに系統連系着工申込みを行った案件）においては、執行猶予期間中に、国が指定する激甚災害に指定された案件に関しては、3例外措置の対象とするように要望する。	2016年8月1日以降に接続契約が締結された事業に既に設定されている運転開始期限については、通常事業実施までの必要なプロセスに要する期間に十分な猶予を加え、系統側の都合や災害などの個別の事情によらず一律に設定しているものです。現行制度との整合性確保の観点から、現時点ではご指摘の点を制度に盛り込むことは致しません。
45	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経産省令第46号）の一部改正の内容のうち、(5)の2に、風力発電設備や地熱発電設備については、カッコ書きで（認定の申請の際現に当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について環境影響評価を行っている場合）においては、12年と記載されている。同様にバイオマス発電設備に関しても（認定の前後で当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について法・条例による環境影響評価を行っている場合）においては、12年」と（条例による環境影響評価」を追加してもらいたい。又は環境影響評価（条例を含む）と明記してもらいたい。	ご指摘の点については、既に現行制度として規定・運用されている運転開始期限を踏襲したものとっております。運転開始期限は通常事業実施までの必要なプロセスに要する期間に十分な猶予を加え、個別の事情によらず一律に設定しており、条例による環境影響評価を特別に勘案していません。今回の措置は、運転開始期限を設定した当時の考えを踏襲し、個別判断ではなく、公平な一律の線引きをした上で今般の措置を適用することが適切であると考えています。なお、現行制度において、バイオマスについては、2018年3月時点で、環境影響評価法の対象となる大規模な発電設備は想定されていないという考え方により、既存の運転開始期限制度を決定し、適正手続を経て2018年4月以降の認定案件に適用されています。今般の改正では、直近の稼働・未稼働の実績データも踏まえ、運転開始期限の見直しは行いませんので、失効制度も現行の運転開始期限の制度を前提とした制度としております。
46	今回の概要では、各対象案件の条件として「一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込みを受領し」と記されているが、そもそも7月22日合同会議の結果を踏まえて作成した8月31日合同会議資料内部の矛盾で、事務局の整理が間違っており、大規模案件に係るファイナンスの特性を踏まえた例外的措置として失効リスクを取り除くのであれば、当初の結論通り一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込みを受領しは条件から削除すべきではないか。	7月22日に開催した総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において、特に既に認定を受けた2MW以上の大規模な太陽光発電について、金融機関から資金調達が行えず工事に着手できない、という声が複数寄せられていたことから、例外的な措置として改正法施行日までに、開発工事に着手していることが公的手続により確認できたものの失効リスクを事実的に取り除くという例外的な措置が審議を経て決定されたものとなります。8月31日に開催した同小委員会においては、事業用太陽光の2MW以外の規模及びその他の電源種についての扱いを議論し、原則として、運転開始期限の1年後の期限までに系統連系工事着工申込みが受領されるか否かを基準として失効までの猶予期間を設定することが決定され、その原則を基に、特に大規模な案件については、ファイナンスの特性を踏まえた例外的措置として、期限までに開発工事に着手していることが公的手続により確認できたものの失効リスクを取り除くということが審議を経て決定されております。
47	環境アセスメントの対象規模としては、30MW以上のものを対象としているが、第3種事業においても調査が手続きなどに対して同様に多額の開発費用が発生しているため、対象事業としても第3種を含めるべきではないか。	ご意見の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、環境影響評価法の対象となる事業は、第1種事業の全て及び第2種事業のうち手続を行うべきと判断されたものとなります。

48	<p>工事により設計と現場に齟齬がある等で軽微な変更手続きを要することがあるため、全て認定取り消しとされると工事中も失効リスクが残ってしまう。工事計画届提出後、計画変更については、特段問題ないというでしょうか。また、工事計画の再提出が必要となった場合でも、失効しないという理解でよいか。</p>	<p>工事計画については、開発工事への準備・着手が確認され、一定の準備段階に入ったと確認したことをもって、例外的に猶予期間を20年間とするものです。期限後の軽微な変更による再提出により失効することになるは考えていませんが、例えば地番の追加や発電設備の設計の大幅な変更などFIT法の事業計画の変更にまで及ぶような案件については、失効リスクを取り除くとした決定を取り消すというところもありません。</p>
49	<p>「系統連系工事着工申込み」は、工事全体の最終段階での手続きであるので、発電所内の開発・整備工事に多くの期間が必要となる大規模案件に於いては、運転開始期限+1年の時点では、まだ提出時期を迎えていない可能性が充分ある。 よって太陽光の④、風力・水力・地熱・バイオマスとの③ならびに経過措置の③の各規定からは「一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込みを受領し、かつ、」を削除し、「電気事業法（昭和39年法律第170号）第48条第1項の規定による工事計画届出が不備無く受領されたこと又は電気事業法第46条の14の規定による準備書に対する経済産業大臣の勧告、勧告を要するの必要のないこと若しくは勧告までの期間延長の通知が出されたことを経済産業大臣が確認した場合のみを要件とすべし。</p>	<p>失効制度については、FIT制度の趣旨に鑑み、①調達価格の適時性、②系統利活用による適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待されるか否かについては、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗があったかということで運転開始に至る蓋然性で判断することが適切であり、系統連系工事着工申込みの受領に加えて、電気事業法に基づく工事計画届出の受領や環境影響評価法に基づく準備書に対する勧告等の通知といった公的の手続によって進捗が確認された場合に、大規模案件に係るファイナンスの特性を踏まえ例外的措置として、失効リスクを実質的に取り除く措置としております。 系統連系工事着工申込みの提出にあたっては、 ・設備を設置する場所についての所有権その他使用の権原を有していること。 ・設備を設置する場所について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の農業振興地域整備計画の変更又は農地法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可を受け、若しくは同法第4条第1項第7号若しくは同法第5条第1項第6号の届出が行われていること。 ・当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に必要な森林法第10条の2第1項の開発行為の許可を受けていること。 を要件としています。これらの要件は、例外的措置として失効リスクを取り除くこととするにあり、事業実施に向けた一定の進捗を確認するために必要な要件と考えます。</p>
50	<p>国土調査が実施されていない地域においては、土地整理に多大な時間を要する場合があるため、国土調査が実施されていない地域において、認定失効までの期間を環境影響評価対象と同様の期間としてほしい。国土調査が実施されていない地域において、国土調査による地番変更や出力等の変更が生じたとしても、FIT認可取消しや計画変更に対して柔軟な対応をお願いしたい。</p>	<p>長期安定的な事業運営を求める再生可能エネルギー政策の下では、地元との関係構築も含め適切な期間内で事業化を行っていたことが前提です。電気事業者による再生可能エネルギー電気との関連に関する特別措置法施行規則第5条の2において、事業の実施が見込まれる基準として、「再生可能エネルギー発電設備を設置する場所において所有権その他の使用の権原を有するが、これを確実に取得することができる」と認められることと規定しているところであり、認定を受けるためにはこれを遵守いただく必要があります。事業化にあたっては、事業者ご自身で設備の設置場所を確保いただくこととなるため、国土調査等の個別の事情により、特別な対応をすることは検討していません。</p>
51	<p>送配電事業者による系統連系工事の事情により遅延が生じた場合は、一考することがないでしょうか？送配電事業者が指定する連系開始予定日が系統連系工事の事情により遅れが生じた場合には、当該遅延した期間を失効期間に加えることとするでしょうか。</p>	<p>運転開始期限から1年を経過するまでに系統連系工事着工申込みが不備無く受領された案件において、系統側の都合により連系開始予定日に遅れが生じてしまう場合については、当該遅延した期間を失効期間に加える措置を講ずることとなります。</p>
52	<p>今回環境アセスメントに関しては、認定の際に既に行っていたものについて、期間の延長が規定されているが、認定を受けた以降に新たに環境アセスメントの対象となった項目も少なくないと思われる（新たな条例の制定、環境影響評価法の改正などが対象）。そのため、環境アセスの対象となった日から起算して期限を設けるべきである。</p>	<p>今回の措置は、運転開始期限を設定した当時の考えを踏襲し、認定の申請の際に環境影響評価を実施していた場合に年数を追加することとしております。運転開始期限は、原則、認定時に認定とともに確定するものであり、事後的に変更されるものではありません。また、運転開始期限は通常事業実施までの必要なプロセスに要する期間に十分な猶予を加え、個別の事情によらず一律に設定しており、条例による環境影響評価を特別に勘案しておりません。今回の措置は、運転開始期限を設定した当時の考えを踏襲し、個別判断ではなく、公平な一律の線引きをした上で今般の措置を適用することが適切であるとと考えています。今般の改正では、直近の稼働・未稼働の実績データも踏まえ、運転開始期限の見直しは行いませんので、失効制度も現行の運転開始期限の制度を前提とした制度としております。</p>
53	<p>近年の災害状況から、近隣の要請が強くなって来ており、林地開発許可を再申請したこと等により遅延しているような案件は、期間延長にしてほしい。</p>	<p>長期安定的な事業運営を求める再生可能エネルギー政策の下では、地元との関係構築も含め適切な期間内で事業化を行っていたことが前提です。そのため、猶予期間の適用を受けようとする場合には、要件を満たせるように林地開発許可を含めた申請等について、事業者の責任において実施いただく必要があり、再申請であっても要件を満たさなければ、要件を満たさないものとして期間が設定されます。</p>
54	<p>進捗の確認には、着工申込み等があげられているが、住民説明会の実施等も運転開始に向けた取り組みであるため、一定の進捗と評価すべきである。</p>	<p>個別の案件ごとに、住民説明会の実施時期は異なると考えられるため、ご指摘のように住民説明会を一定の進捗と評価することは適切ではないと考えます。</p>
55	<p>「経過措置として、電気事業法第46条の14の規定による準備書に対する経済産業大臣の勧告、勧告を要するの必要のないこと若しくは勧告までの期間延長の通知が出されたことを経済産業大臣が確認した場合」とあるが、方法書の手続に入った時点で、事業者が案件に対して前向きに取り組んでいること（一般意見に真摯に対応することによる、期間の経過等も考えられる。）の証明にはならないか。</p>	<p>今回の措置では、期限までに電気事業法に基づく工事計画届出がなされることまたは、環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書に対する経済産業大臣の勧告通知等が確認されれば、例外的に失効リスクを実質的に取り除く制度としております。これは、大規模案件のファイナンスの特性として、運転開始に至る蓋然性が高いか、ということと判断しているものであり、ご指摘の方法書手続に入った段階では、実際に影響評価まで至っており、運転開始に至る蓋然性が高いと判断することは難しいと考えます。このため、今回の措置では、影響評価が終了し、準備書に対して一定の評価がなされた段階を例外措置の基準とすることとしております。</p>
56	<p>バイオマス発電の認定の効力を失う期間について、環境影響評価対象（条例による対象）の案件は、相応の考慮期間を設けるべきである。</p>	<p>バイオマス発電に限らず、条例で定める環境影響評価については、条例ごとに必要となる期間が異なるため、一律に設定することとしての運転開始期限について、考慮することは適当ではないと考えます。既に現行制度として規定・運用されている運転開始期限は、通常事業実施までの必要なプロセスに要する期間に十分な猶予を加え、個別の事情によらず一律に設定しており、条例による環境影響評価を特別に勘案しておりません。</p>
57	<p>費用と時間をかけ真摯な取り組みを行っているにもかかわらず、今回の一部改正は、事業検討の断念、或いは同事業に多大な不利益を与える懸念がある。現在、立地周辺の市民向けチラシの配布、事業説明会及び漁業者への説明の際に求められた5案構評価影響ならびに漁業影響調査等、これまで適切に諸調査を実施しており、意図的に未稼働状態にしているものではない。地域との関係構築については自治体と相談の上真摯に対応しており、自治体その旨を書面に証明することをもって、今回の一部改正の適用除外とする、または当該対応に必要な期間を経過期間に加算措置を取っていただきたい。</p>	<p>長期安定的な事業運営を求める再生可能エネルギー政策の下では、地元との関係構築も含め適切な期間内で事業化を行っていたことが前提です。このため、自治体による書面を根拠として配慮を行うことは検討していません。今般の改正では、直近の稼働・未稼働の実績データも踏まえ、運転開始期限の見直しは行いませんので、失効制度も現行の運転開始期限の制度を前提とした制度としております。</p>
58	<p>「※6 電気事業法第48条第1項の規定による工事計画届出の対象は、ダムを伴うものであって、200kW以上かつ、最大使用水量1m³/秒以上。」との記載がありますが、これは電気事業法施行規則別表第二の「発電所 - 一 設置の工事」及び「発電所 - 二 変更の工事 - （1）発電設備の設置」において、事前届出を要するもの対象になっているが、電気事業法施行規則別表第二の「二 変更の工事 - （二）発電設備の設置の工事以外の変更の工事」であって、次の設備に係るもの - 1 原動力設備 - （1）水力設備 - イ「ダム」において、事前届出を要するものとして「1 ダムの設置」、「2 ダムの改造」であって、堤体の強度若しくは安定度又は洪水吐きの容量、強度若しくは安定度の変更を伴うもの」との記載があり、電気事業法第48条第1項の規定による工事計画届出の対象になると思われ、「1 ダムの設置」、「2 ダムの改造」であって、堤体の強度若しくは安定度又は洪水吐きの容量、強度若しくは安定度の変更を伴うものもFIT認定の失効までの期間は27年ということになるのではないかと。</p>	<p>ご指摘のとおり、電気事業法施行規則別表第二に規定している「1 ダムの設置」、「2 ダムの改造」であって、堤体の強度若しくは安定度又は洪水吐きの容量、強度若しくは安定度の変更を伴うものも工事計画届出の対象となりますので、期限までに認定計画に係る工事計画届出が受理されれば、失効リスクが取り除かれることとなります。</p>
59	<p>「経過措置」[再生可能エネルギー発電設備の区分等]の各認定発電設備のうち、令和4年3月31日以前に運転開始期限日を迎える設備について、「3」[「電気事業法第48条第1項の規定による工事計画届出が不備無く受領されたこと（※1）又は電気事業法第46条の14の規定による準備書に対する経済産業大臣の勧告、勧告を要するの必要のないこと若しくは勧告までの期間延長の通知が出されたことを経済産業大臣が確認した場合（※2）」の部分について、「森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為に現実に着手し、各都道府県における条例又は規則等に基づく林地開発行為着手届が提出されている場合」を加えて欲しい。</p>	<p>今回の措置では、期限までに電気事業法に基づく工事計画届出がなされることまたは、環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書に対する経済産業大臣の勧告通知等が確認されれば、例外的に失効リスクを実質的に取り除く制度としております。これは、大規模案件のファイナンスの特性として、運転開始に至る蓋然性が高いか、ということと判断しているものです。ご指摘の林地開発行為着手届については、系統連系工事着工申込みにあたって、林地開発許可を要件としていることから、例外措置を認める要件として適当ではないと考えております。</p>
60	<p>工事計画届出が受領されている案件だけでなく、開発工事に着手済みであることが確認できる案件（例、林地開発許可の事前協議に着手した確認がある案件、林地開発許可を取得した案件または自営線工事の着工を意味する書面がある案件）についても同様の措置としていただきたい。なお、案件の円滑な進捗のため、個別案件への認定失効実質除外適用の有無が、経産省による書面等で客観的に確認できる手続きとしていただきたい。</p>	<p>今回の措置では、期限までに電気事業法に基づく工事計画届出がなされることまたは、環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書に対する経済産業大臣の勧告通知等が確認されれば、例外的に失効リスクを実質的に取り除く制度としております。これは、大規模案件のファイナンスの特性として、運転開始に至る蓋然性が高いか、ということと判断しているものです。ご指摘の林地開発行為着手届については、系統連系工事着工申込みにあたって、林地開発許可を要件としていることから、例外措置を認める要件として適当ではないと考えております。なお、失効制度における例外措置については、経済産業大臣が確認した場合に限って有効となるため、経済産業大臣による通知を行う予定です。</p>

61	複数の工事計画届出を提出する場合、最初の工事計画届出の提出を基準とするということよいか。	複数の工事計画を届け出る場合であっても、FIT認定を受けた全ての設備について、期限までに工事計画届出が受理されることで、失効リスクが取り除かれることとなります。なお、期限後の軽微な変更による再提出により、最初の提出に基づく確認が取り消しとなり、失効するとは考えていませんが、例えば地番の追加や発電設備の設計の大幅な変更などFIT法の事業計画の変更まで及ぶような変更が軽微とは言えない案件については、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗を評価して猶予期間を設けるとい趣旨に反することから、確認を取り消す可能性があります。
62	風力発電について、付帯工事に着手した大規模案件も失効リスクを取り除いて欲しい。	今回の措置では、期限までに電気事業法に基づく工事計画届出がなされることまたは、環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書に対する経済産業大臣の勧告通知等が確認されれば、例外的に失効リスクを実質的に取り除く制度としております。これは、大規模案件のファイナンスの特性として、運転開始に至る蓋然性が高いか、ということと判断しているものです。個別電源種ごとに例外を設けることは、事業者間の公平性を鑑み適切ではなく、ご指摘の付帯工事については対象といたしません。
63	「工事計画届出が不備なく受領された」後に、何らかの事由で工事計画届の再提出が必要となった場合でも、当初の工事計画届出受理日が本制度の判定で使用される（＝FITは失効しない）認識でよいか。（風力やバイオマス等の他の電源においても同様の解釈となる理解。）	期限後の軽微な変更による再提出により、最初の提出に基づく確認が取り消しとなり、失効するとは考えていませんが、例えば地番の追加や発電設備の設計の大幅な変更などFIT法の事業計画の変更まで及ぶような変更が軽微とは言えない案件については、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗を評価して猶予期間を設けるとい趣旨に反することから、確認を取り消す可能性があります。
64	「電気事業法第48条第1項の規定による工事計画届出が不備なく受領されたこと」と記載があるが、バイオマス発電設備については、設備工事代金の支払いが工事計画届の提出よりも、半年から1年前となるケースが一般的で、工事計画届提出よりも早いタイミングで金融機関の融資が必要となるため、工事計画届ではなく発電設備の工事業者との契約締結を③の要件とするべきである。	今回の措置では、期限までに電気事業法に基づく工事計画届出がなされることまたは、環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書に対する経済産業大臣の勧告通知等が確認されれば、例外的に失効リスクを実質的に取り除く制度としております。これは、大規模案件のファイナンスの特性として、運転開始に至る蓋然性が高いか、ということと判断しているものであり、その判断を担保するため、公的手続による確認が適切であると考えます。
1-4. 失効制度に関する御意見（失効までの期間について）		
65	2020年9月開催の第58回調達価格算定委員会の事務局資料において、再エネ海域利用法に基づく公募に選定された案件については、運転開始期限の起算点を「FIT認定を受けた日」とする旨の見解が示されていることから、その旨について注記していただきたい。 また、本意見公募における風力発電事業とは陸上風力発電事業と洋上風力発電事業の両方を指すのか、ご教示いただきたい。 なお、洋上風力発電事業も含む場合には、例えば長崎県五島市沖の促進区域の公募占有指針にて、事業者が決めた運開予定日を過ぎると調達期間が短くなること、 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件」第1条第2項第8号において定められている風力発電事業の運転開始期限とダブルスタンダードになるのではないか。	海域再エネ利用法に基づく洋上風力に関し、令和2年9月15日に開催した調達価格等算定委員会において、再エネ海域利用法に基づく公募占用指針に関する意見（案）の中で、「調達開始予定日はFIT認定を受けた日から8年を上限として公募の参加者が自ら設定する」とされたことから、運転開始期限日と失効期間については、次の通りと致します。 ・海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号、以下「促進法」という。）第13条第2項第10号に規定する選定事業者（以下「選定事業者」という。）が、同法第17条第1項の認定を受けた公募占用計画（以下「認定公募占用計画」という。）に記載した海洋再生可能エネルギー発電事業の実施時期の起算日（ただし、認定公募占用計画に記載された同法第14条第2項第1号に掲げる占用の区域と一体的に利用される港湾及びその利用時期が、港湾法（昭和二十五五年法律第二百十八号）第37条第1項の許可を受けた者（同法第2条の4第1項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理をする者に限る。）が利用する港湾及びその利用時期又は促進法第17条第1項の認定を受けた他の選定事業者が占有区域と一体的に利用する港湾及びその利用時期のいずれかと重複したときは、経済産業大臣及び国土交通大臣が認定公募占用計画に記載された海洋再生可能エネルギー発電事業の実施時期の起算日の調整を行った場合に限り、選定事業者が、同法第18条第1項の規定に基づき変更の認定を受けた認定公募占用計画に記載した海洋再生可能エネルギー発電事業の実施時期の起算日」という。）から起算して1年後の日までに、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領し、かつ、当該設備の設置に係る電気事業法第48条第1項の規定に基づく工事計画の届出が不備なく受領されたこと又は同法第46条の14の規定に基づく準備書に対する経済産業大臣の勧告若しくは勧告をする必要のないこと若しくは勧告までの期間延長の通知が出されたことを経済産業大臣が確認した場合、認定を受けた日から事業実施時期起算日までの期間に20年を加えた期間 ・事業実施時期起算日から起算して1年後の日までに、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領した場合、認定を受けた日から事業実施時期起算日までの期間に4年を加えた期間 ・事業実施時期起算日から起算して1年後の日までに、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領し、かつ、当該設備の設置に係る電気事業法第48条第1項の規定に基づく工事計画の届出が不備なく受領されたこと又は同法第46条の14の規定に基づく準備書に対する経済産業大臣の勧告若しくは勧告をする必要のないこと若しくは勧告までの期間延長の通知が出されたことを経済産業大臣が確認した場合、認定を受けた日から事業実施時期起算日までの期間に20年を加えた期間
66	10kW以上の太陽光発電であって運転開始期限日から1年後の期日までに一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領していない場合には4年というは短すぎる。今、太陽光発電事業の行政手続は、地元対応は厳しくなっており、予想外に非常に時間を要する場合がある。運転開始期限が3年であれば、失効期限は更に3年程度見て頂きたい。それに合わせて、経過措置でも施行日から失効期限までは最低3年は見て頂きたい。	今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待されるか否かについては、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗があったかどうかということで運転開始に至る蓋然性で判断することが適切であり、系統連系工事着工申込みの受領に加えて、電気事業法に基づく工事計画届出の受領や環境影響評価法に基づく準備書に対する勧告等の通知といった公的手続によって進捗が確認された場合に、大規模案件に係るファイナンスの特性を踏まえた例外的措置として、失効リスクを実質的に取り除く措置としております。このため、系統連系工事着工申込みの受領に至らないことは、運転開始に至る蓋然性が相対的に低いと判断されることから、運転開始期限から1年の猶予期間を置いた後に失効とすることとしています。 なお、経過措置においては、事業者の予見可能性を鑑み、系統連系工事着工申込みの受領に至らない場合は、施行日から1年の猶予期間を置いた後に失効としています。本来的には既に運転開始期限を超過している事業用太陽光発電に対して、予見可能性の観点から起算点を施行日としているものであり、そのような事業者にも十分に配慮した制度となっているものと考えます。
67	環境影響評価は、環境への影響について事前に調査・予測・評価するものであり、動植物への影響評価は期限を区切つてできるものではないという認識。仮に、太陽光発電6年、風力発電設備12年と期限を設けることはその期間であれば十分余裕を持ってできるという風潮が国内で蔓延することにもなりかねないから環境影響評価案件は期限を設けず、環境影響評価することを優先した制度とすることを強く希望する。	当該部分については、適正手続きを経て既に制度として決定している運転開始期限を踏襲したものとなっており、既存の制度において運転開始期限の設定にあたり、太陽光、風力については環境影響評価法に基づく環境影響評価に係る期間を考慮した配慮規定を設けていることから、今回の措置でも期間の設定にあたり、現行の運転開始期限の制度を踏襲し、同様の配慮を設けることとしています。
68	環境影響評価を行っている案件は認定の失効までの期限を設けず、対象外とするべき。 または、環境影響評価確定後に申請期間に憂慮した制度とするべきで、いずれにせよ環境影響評価期間を含めた期間を制度として見直すことには反対である。 今回の制度が、FIT制度において、1. 適用される調達価格の適時性の確保、2. 系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとするkには同調できるが、「環境影響評価」はFIT制度とは全く別の観点であり、「再生可能エネルギー普及」と同時に「環境配慮・調和」は持続可能な社会の実現に同等以上に重要。私は日本の自然環境を守ることは、動植物だけでなく、水・食料すべての自然が日本の宝となる「重要な資産」であり、その守るべき対象が何かも決まっていなくても検討期間を6年、12年と決めるものは無い。事業者の方々にも責任を課すことで、各地域の重要な資産の在り方の議論をしっかりと整理できる制度・期間とすることを望む。	当該部分については、適正手続きを経て既に制度として決定している運転開始期限を踏襲したものとなっており、既存の制度において運転開始期限の設定にあたり、環境影響評価法に基づく環境影響評価に係る期間を考慮した配慮規定を設けていることから、今回の措置でも期間の設定にあたり、現行の運転開始期限の制度を踏襲し、同様の配慮を設けることとしています。

69	改正法施行日以後に運開期限を迎える場合、50kW未満は運開期限で失効、50kW以上2MW未満は運開期限+1年で失効。改正法施行時に運開期限を超えている場合、2MW未満で運転開始前は即失効、但し50kW以上は系統連系工事着工申込み受領と土地の使用権原を証する書類の提出がある場合は法施行後1年で失効とするべき。	今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待されるか否かについては、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗があったかということで運転開始に至る蓋然性で判断することが適切であり、系統連系工事着工申込みの受領に加えて、電気事業法に基づく工事計画届出の受領や、環境影響評価法に基づく準備書に対する勧告等の通知といった公的手続によって進捗が確認された場合に、大規模案件に係るファイナンスの特性を踏まえた例外的措置として、失効リスクを実質的に取り除く措置としております。運転開始期限から1年を経過するまでの時点で、上述した進捗状況を確認することで、それぞれの猶予期間を設定することとしており、事業者間の公平性を鑑み、個別判断ではなく、公平な一律の線引きをした上で今般の措置を適用することとしています。
70	低圧案件に関しては、極論かもしれませんが運転開始期限=認定失効でも何ら問題はないと考える。地域住民の苦しみや我慢のもと太陽光発電設備が急激に増えている反面、再生可能エネルギーに占める太陽光発電の現状の比率は、その苦しみに見合ったものにはなっていない。	今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待されるか否かについては、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗があったかということで運転開始に至る蓋然性で判断することが適切であり、系統連系工事着工申込みの受領に加えて、電気事業法に基づく工事計画届出の受領や、環境影響評価法に基づく準備書に対する勧告等の通知といった公的手続によって進捗が確認された場合に、大規模案件に係るファイナンスの特性を踏まえた例外的措置として、失効リスクを実質的に取り除く措置としております。運転開始期限から1年を経過するまでの時点で、上述した進捗状況を確認することで、それぞれの猶予期間を設定することとしており、事業者間の公平性を鑑み、個別判断ではなく、公平な一律の線引きをした上で今般の措置を適用することとしています。
71	発電所の建設期間が長い案件は失効するリスクが大きい。そのリスクを恐れ事業を途中で諦めざるを得ない事業者も出てくるのではないか。失効期間を延長できる措置を講ずるべきと考える。	今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待されるか否かについては、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗があったかということで運転開始に至る蓋然性で判断することが適切であり、系統連系工事着工申込みの受領に加えて、電気事業法に基づく工事計画届出の受領や、環境影響評価法に基づく準備書に対する勧告等の通知といった公的手続によって進捗が確認された場合に、大規模案件に係るファイナンスの特性を踏まえた例外的措置として、失効リスクを実質的に取り除く措置としており、事業者の事情にも配慮したものととしています。
72	運転開始期限に失効猶予期間として運転開始期間に当たる年数を加えるにあたり、環境影響評価法に基づく環境アセスメント（「法アセス」）に要する期間への配慮期間分は除くとされたが、少なくとも太陽光については、当該配慮期間分も加えて欲しい。	事業者間の公平性に鑑み、特定の電源のみ特別に配慮するということはいけません。
73	失効期間の設定に当たっては新型コロナウイルスの影響を加味した期間の設定をお願いしたい。	運転開始期限は、事業者の責によらない様々な事情にも配慮して設定されており、失効制度についても同様の考え方で期間を設定致します。なお、失効制度については、令和4年4月1日から開始される制度であり、新型コロナウイルスの影響を考慮する必要性は現時点では生じていないものと考えます。
74	認定失効に至るまでの期間の計算においては、起算日当日は不算入（初日不算入）という理解でよいか。例えば、認定取得日が2020年4月1日の10kW以上の太陽光案件（法アセスなし）の場合、概要2頁(1)②による認定失効の効力が生じるのは、2024年4月2日の午前0時という理解でよいか。	起算日当日は算入致します。ご指摘の例では、2024年4月1日午前0時に失効の効力が生じることとなります。
75	運系開始が間に合わなかったとしても、事業者の責に帰さない事由によるものであれば認定が失効しないこととして欲しい。	運転開始期限から1年を経過するまでに系統連系工事着工申込みが不備無く受領された案件において、系統側の都合により運系開始予定日に遅れが生じてしまう場合については、当該遅延した期間を失効期間に加える措置を講ずることといたします。
76	アセス案件は3年で終わるはずなく、国民負担軽減、系統確保、事業者の予見可能性のバランスの取れた案としてほしい。	当該部分については、適正手続きを経て既に制度として決定している運転開始期限を踏襲したものとなっており、既存の制度において運転開始期限の設定にあたり、環境影響評価法に基づく環境影響評価に係る期間を考慮した配慮規定を設けていることから、今回の措置でも期間の設定にあたり、現行の運転開始期限の制度を踏襲し、同様の配慮を設けることとしています。
77	「改正法第9条第4項の認定を受けた日」とあるが、設備認定を当初取得した案件については、当初の認定取得日か、それとも、みなし認定日（2017年4月1日）かご教示いただきたい。	旧法により設備認定を受けたものについては、みなし認定日が認定日となりますが、改正案の施行日である2022年4月1日までに運転開始期限を迎える場合には経過措置が適用されることとなるため、ご留意ください。
78	認定の効力を失う期間について、太陽光、風力、地熱だけでなく、水力、バイオマスについても、環境影響評価対象の案件については、相応の考慮期間を設けるべきである。	環境影響評価法に基づく環境影響評価を実施する案件については、認定から運転開始に至るまでの期間について当該環境影響評価にかかる期間を考慮する必要があるという考えのもと、それぞれの電源種について環境影響評価も踏まえた運転開始期限が設定されています。なお、現行制度において、水力及びバイオマスについては、2018年3月時点で、環境影響評価法の対象となる大規模な発電設備は想定されていないという考え方により、既存の運転開始期限制度を決定し、適正手続きを経て2018年4月以降の認定案件に適用されています。今般の改正では、直近の稼働・未稼働の実績データも踏まえ、運転開始期限の見直しは行いませんので、失効制度も現行の運転開始期限の制度を前提とした制度としております。
1-5. 失効制度に関する御意見（募集プロセス案件について）		
79	IDが失効中で電源接続案件募集プロセスが終了した場合、失効しているのみになし認定の起算日になるなど、ありえないことが起こるため、整理いただきたい。	ご意見の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、仮に、2017年4月1日時点で手続中の「電源接続案件募集プロセス」に参加している案件は、プロセスが終了した日の翌日から起算して6ヶ月間のうちに、接続契約を行い、その同意が得られた日に法第9条第3項の認定を受けたものとみなされ、そのみなし認定日から運転開始期間の起算点となります。よって、失効期間についても、みなし認定がなされた日を起算点とすることになり、運転開始期限の1年後までに、系統連系工事着工申込みの受領、工事計画届出、環境影響評価準備書に対する経済産業大臣の勧告通知等により、失効までの期間が設定されることとなります。
80	発送電事業者から通達された運系可能日が異常に長い（例えば接続契約締結日から9年）ケースにおいて、今回の失効制度はもとより、既に導入されている3年ルールすら適用はおかしいと思われ、一律、発電事業者から通達された運系可能日を運転開始期限とすべき。 実務上も運転開始期限の1年前に着工申込みをしようとしても、6年後から始まる土地契約や行政手続きを行うことは不可能で、着工申込みの要件を満たすことができません。また、入札後に異常な長期の工期を提示したり、まるでFIT法改正に合わせたような接続契約締結など、東京電力の姿勢も不可解。2度のFIT法改正により、長期未稼働案件もかなり減っていると聞かれ、新しい系統の条件下で、早期に運系工事を進めるよう電力を指導して頂いて、少なくとも3年ルールの範囲内の運系を実現させることが先決なのではないか。	運転開始期限から1年を経過するまでに系統連系工事着工申込みが不備無く受領された案件において、系統側の都合により運系開始予定日に遅れが生じてしまう場合については、当該遅延した期間を失効期間に加える措置を講ずることといたします。なお、早期に再工導入を進めるための方策として、現在、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会及び広域連系系統のマスタープラン及び系統利用ルールの在り方等に関する検討委員会において、2021年中のノンファーム型接続の全国展開に向けて、議論を進めているところです。
81	電力事情により運系時期が認定失効日以降となる場合は除く等、ID取消とならないような措置を設けて欲しい。	運転開始期限から1年を経過するまでに系統連系工事着工申込みが不備無く受領された案件において、系統側の都合により運系開始予定日に遅れが生じてしまう場合については、当該遅延した期間を失効期間に加える措置を講ずることといたします。
82	「電源接続案件募集プロセス案件」には「系統連系工事着工申込み」の手順はないと認識するがどのような対応になるのか。	今回の失効制度において、失効までの猶予期間として「系統連系工事着工申込みの受領」という要件を設けております。このため、失効までの猶予期間が必要な案件については、当該要件を満たしていただく必要があります。
83	電源接続案件募集プロセス（全部又は東北北部エリアのように長期間の工期が想定されるプロセス）に参加中又は参加した案件で、これまで運転開始期限が設定されていなかった案件については、新たに運転開始期限を設定しないこととしてほしい。	運転開始期限の制度については、今回の措置ではなく、既に適正手続きを経て制度として決定しているものです。原則、すべての認定案件に設定されるものであり、ご意見に沿うことはできません。

84	電源接続案件募集プロセス（全部又は東北北部エリアのように長期間の工期が想定されるプロセス）に参加中又は参加した案件についての失効期間は、少なくとも、本概要の「運転開始期限日」から1年後の期日までに、一般送配電事業者等が系統連系工工事工申込みを受領し、かつ、電気事業法第48条第1項の規定による工事計画届出が不備無く受領されたこと又は電気事業法第46条の14の規定による準備書に対する経済産業大臣の勧告、勧告を要するの必要のないこと若しくは勧告までの期間延長の通知が出されてこれを経済産業大臣が確認した場合」と同じ期間として欲しい。	2017年4月1日時点で手続中の「電源接続案件募集プロセス」に参加している案件は、プロセスが終了した日の翌日から起算して6ヶ月間のうちに、接続契約を行い、その同意が得られた日に法第9条第3項の認定を受けたものとみなされ、そのみなし認定日から運転開始期間の起算点となります。よって、失効期間についても、みなし認定がなされた日を起算点とすることになります。また、失効期間についても、みなし認定がなされた日を起算点とすることになります。
85	電源種間の公平性も鑑みて、バイオマス発電設備に関しては、電源接続案件募集プロセスによる運転開始期限の延長を規定して欲しい。	事業者間の公平性に鑑み、特定の電源のみ特別に配慮するということはいけません。
86	2017年4月1日時点で手続中の「電源接続案件募集プロセス」に参加している案件について、電力契約日（=みなし認定日）から運転開始期限3年以内に連系しないと失効になるか。	2017年4月1日時点で手続中の「電源接続案件募集プロセス」に参加している案件は、プロセスが終了した日の翌日から起算して6ヶ月間のうちに、接続契約を行い、その同意が得られた日に法第9条第3項の認定を受けたものとみなされ、そのみなし認定日から運転開始期間の起算点となります。よって、失効期間についても、みなし認定がなされた日を起算点とすることになります。
87	電源接続案件募集プロセス参加案件の運転開始期限及び失効期間の起算点はみなし認定がなされた日、又は本省令案及び告示案の公布日のいずれが遅く到来する日とすべき。	2017年4月1日時点で手続中の「電源接続案件募集プロセス」に参加している案件は、プロセスが終了した日の翌日から起算して6ヶ月間のうちに、接続契約を行い、その同意が得られた日に法第9条第3項の認定を受けたものとみなされ、そのみなし認定日から運転開始期間の起算点となります。よって、失効期間についても、みなし認定がなされた日を起算点とすることになります。ただし、本改正案の公布の日よりも前にみなし認定がなされている場合には、運転開始期限は公布の日を起算点とすることになります。
88	電源接続案件募集プロセス（全部又は東北北部エリアのように長期間の工期が想定されるプロセス）に参加中又は参加した案件で、これまで運転開始期限が設定されていなかった案件については、新たに運転開始期限を設定しないこととして欲しい。	運転開始期限の制度については、今回の措置ではなく、過去既に適正手続きを経て制度として決定しているものです。原則、すべての認定案件に設定されるものであり、ご意見に沿うことはできません。
1-6. 失効制度に関する御意見（経過措置）		
89	令和4年3月31日以前に運転開始期限を迎える設備の経過措置について、経過措置においては、1. 改正法施行日から1年後の期日までに系統連系工工事工申込みを受領していない場合、2. 同左で受領した場合、3. 省略の3ケースで規定されている。1と2の対象案件の相違の大きな要因は、接続契約締結日（従来運転開始期限日の有無）、設備の規模、敷地の規模、事前の手続きの煩雑さ、工事の難易、工事の期間等の相違によるものではない。現在は2018年12月5日に発表の未稼働案件への新たな対応で、従来運転開始期限の無かった案件にも同期限が設定され、条件に相違はなく、1と2で失効期限に相違があるのは不公平。1は2と同一条件とし、太陽光発電の場合は改正法施行日に3年を加えた時期を失効の期限とすべきです。また、太陽光発電の環境影響評価の実施が法的に定められたのは令和2年4月ですので、その影響を受け運転開始までの期間が長期化する案件もあります。2においても環境影響評価の配慮期間（太陽光発電の場合2年）も加算されるべき。環境影響評価の配慮期間を除いた理由を聞かないか。	今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待されるか否かについては、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗があったかということで運転開始に至る蓋然性を判断することが適切であり、その進捗の確認方法として、系統連系工工事工申込みの受領、電気事業法に基づく工事計画届出の受領、環境影響評価法に基づく準備書に対する勧告等の通知をメルクメールとしています。このため、系統連系工工事工申込みの受領という行為により、運転開始に向けた一定の進捗があったことを事業者が受けたこととされており、その有無が運転開始に至る蓋然性の判断要素となると考えます。また、運転開始期限は、原則、認定時に認定とともに確定するものであり、事後的に変更されるものではありません。経過措置の対象は2019年4月以前に認定を受けた過去の案件であると考えられることから、2020年4月からの環境影響評価に係る配慮を行う必要はないものと考えます。
90	特別措置法の施行規則の一部改正で、これまで無かった認定の失効期限を設定するのはあまりに政府の勝手な法改正である。このような改正は改善であり止めて頂きたい。施行が避けられないのであれば、法改正前に認定を受けている案件には手厚い経過措置を要求する。経過措置の期間設定の根拠が不明確であるので根拠を示してほしい。（1）改正法施行日まから1年後の期日までに系統連系工工事工申込みを受領していない場合、施行日の1年後を失効期限とするのは短すぎる。せめて3年、できれば5年程度は欲しい。	今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待されるか否かについては、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗があったかということで運転開始に至る蓋然性を判断することが適切であり、その進捗の確認方法として、系統連系工工事工申込みの受領、電気事業法に基づく工事計画届出の受領、環境影響評価法に基づく準備書に対する勧告等の通知、をメルクメールとしています。既認定案件については、事業者の予見可能性を確保するために、施行日時点で運転開始期限を既に超過している案件に十分に配慮して経過措置を設けているものであり、国民負担の抑制と事業者の予見可能性のバランスを踏まえた期間を設定しております。
91	既認定の案件にも遡って適用するのであれば、既認定の案件には影響が出ないように経過措置を取ってもらいたい。経過措置として、3つの措置が提案されているが、失効期限が一番短いものは、改正法施行（令和4年4月1日）の1年後には失効期限を迎えるものでもあり、十分な期間とは思えない。これまでの法改正と異なり、今回は新たに時間によって認定の失効を定めるものであるため、せめて3年から5年の時間余裕を見るべきものと思う。	今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待されるか否かについては、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗があったかということで運転開始に至る蓋然性で判断することが適切であり、その進捗の確認方法として、系統連系工工事工申込みの受領、電気事業法に基づく工事計画届出の受領、環境影響評価法に基づく準備書に対する勧告等の通知、をメルクメールとしています。既認定案件については、事業者の予見可能性のバランスを踏まえた期間を設定しております。
92	「系統連系工工事工申込みの受領後、送配電事業者が指定する連系開始予定日が系統連系工工事の事情により遅れが生じた場合には、当該遅延した期間を失効期間に加えることとする。」は経過措置にも適用されるのか。また、必要とされる受領条件は経過措置においても同様か。	ご認識のとおりとなります。
93	「平成29年4月1日時点で手続中の「電源接続案件募集プロセス」に参加している案件については、プロセスが終了した日の翌日から起算して6ヶ月間のうちに、接続契約を行い、その同意が得られた日に法第9条第3項の認定を受けたものとみなされ、そのみなし認定日から運転開始期間の起算点となることから、失効期間についても、みなし認定がなされた日を起算点とする。」は経過措置にも適用されるのか。	改正法施行日前に、運転開始期限を経過するものについては、ご認識のとおりとなります。
94	県ごとに環境影響評価条例を設置しているところも多い。条例アセスにおいても法アセスと同様のプロセスが必要で、2～3年程度期間を要するため、法アセス同様、条例アセス対象案件についても2年後の配慮期間は必要ではないか。	条例で定める環境影響評価については、条例ごとに必要となる期間が異なるため、一律に運転開始期限の考慮とすることは適当ではないと考えます。既に現行制度として規定・運用されている運転開始期限は、通常事業実施までの必要なプロセスに要する期間に十分な猶予を加え、個別の事情によらず一律に設定しており、条例による環境影響評価を特別に動員していません。今般の改正では、直近の稼働・未稼働の実績データも踏まえ、運転開始期限の見直しは行いませんので、失効制度も現行の運転開始期限の制度を前提とした制度としております。
95	太陽光の場合、新制度施行日から3年が開発期として設けるというのだが、開発期限までに工事着手などの定義の考え方についてどのように考えているか。	今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待されるか否かについては、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗があったかということで運転開始に至る蓋然性を判断することが適切であり、その進捗の確認方法として、系統連系工工事工申込みの受領、電気事業法に基づく工事計画届出の受領、環境影響評価法に基づく準備書に対する勧告等の通知、をメルクメールとしています。このため、経過措置の対象案件については、改正法施行日の1年後までに系統連系工工事工申込みが受領されない場合は、その時点で失効、施行日の1年後までに系統連系工工事工申込みが受領されたら施行日から運転開始期間を経過した後運転開始まで至らなければ失効、施行日の1年後までに工事計画届出の受領、環境影響評価準備書に対する経済産業大臣の勧告通知等が確認されたら、実質的に失効リスクが取り除かれることとなります。
96	経過措置2の改正法施行日から1年後の期日までに、一般送配電事業者等が系統連系工工事工申込みを受領した場合については、認定を受けた日から改正法施行日までの期間に、認定から運転開始期限日までの期間に相当する年数に、さらに2年を加えた期間まで認定が失効しないものとして欲しい。例えば、2016年8月以降に認定を受けた案件の場合には、運転開始期間に相当する年数である3年に2年を加えた合計5年間（具体的には、2017年4月1日）の到来まで認定が失効しないものとして認めて欲しい。	今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待されるか否かについては、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗があったかということで運転開始に至る蓋然性で判断することが適切であり、その進捗の確認方法として、系統連系工工事工申込みの受領、電気事業法に基づく工事計画届出の受領、環境影響評価法に基づく準備書に対する勧告等の通知、をメルクメールとしています。このため、経過措置の対象案件については、改正法施行日の1年後までに系統連系工工事工申込みが受領されない場合は、その時点で失効、施行日の1年後までに系統連系工工事工申込みが受領されたら施行日から運転開始期間を経過した後運転開始まで至らなければ失効、施行日の1年後までに工事計画届出の受領、環境影響評価準備書に対する経済産業大臣の勧告通知等が確認されたら、実質的に失効リスクが取り除かれることとなります。

97	10kW未満の太陽光発電設備についても、着工申込書の提出対象と読めるため修正が必要。	10kW未満の太陽光発電設備については、認定を受けた日から起算して1年とするため、系統連系工事着工申込書の提出が必要と読めないように規定致します。
98	関連資料2頁によれば、認定失効日は、運転開始期限日を基準に、①の場合は、運転開始期限日から1年を経過する日、②の場合は、原則的な運転開始期間（例：バイオマスは4年）の2倍の期間（例：バイオマスは8年）を経過する日、③の場合は、調達期間（20年）を経過する日とするという考え方で設定される。この点、概要8頁記載の附則により新たに運転開始期限が設定される太陽光以外の案件については、概要2頁～5頁の(2)～(5)が適用される場合、認定失効日が「認定日」から起算して同(2)～(5)の①～③が経過する日となることとなりますが、このような案件は、認定日から運転開始期限日の起算日（本省令案及び告示案の公布の日）までの期間が経過しているがゆえに、上記の考え方で設定されるべき認定失効日より早い時期に認定失効日が設定されることになってしまいます。実際の改正省令・告示においては、このような案件についても、上記の考え方（つまり運転開始期限日を基準とする考え方）で認定失効日が設定されるよう、同(2)～(5)の①～③の期間を規定いただきたい。	太陽光発電以外の電源については、当初から運転開始期限が設定されている2018年度以降の認定案件及び今後新たに運転開始期限が設定される2017年度までの認定案件のいずれも、改正法施行日以降に到来する運転開始期限を基準として、失効期限が設定されることとなります。
99	経過措置についても、例外措置に関しては、工事計画届出が環境アセスの大臣催告等の通知を選択できるのか。	ご理解のとおりです。
100	過去の未稼働事業用太陽光案件向けの措置の適用除外を受けた太陽光案件については運転開始期限による調達期間の短縮は適用がないものと理解しているが、今回の認定失効制度が、どのように適用されるか確認されたい。	今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待されるか否かについては、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗があったかどうかという点で運転開始に至る蓋然性を判断することが適切であり、その進捗の確認方法として、系統連系工事着工申込みの受領、電気事業法に基づく工事計画届出の受領、環境影響評価法に基づく準備書に対する催告等の通知、をメルクマールとしています。2018年12月の未稼働措置において適用除外を受けた未稼働事業用太陽光案件については、工事計画届出が既に不備無く受領されていることが確認されているため、経過措置が適用され、例外措置の対象となり、改正法施行日から20年を経過する日が失効期限となります。
101	系統工事の事情により遅れる場合には、当該遅延期間を失効期間に加えるという点は、経過措置にも妥当するという理解か。	ご理解のとおりです。
2-1：太陽光発電以外の電源種に対する運開期限の設定について（全般）		
102	今回の改正において、「本制度措置が決定した日から一定期間（風力・地熱・バイオマスにおいては4年間）後を運転開始期限日として定める」という理解が良いか。また、同内容は告示「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件」を改正して定められる予定か。それとも、同内容の実施は見送りになり、現制度下で運転開始期限日の定めがない「2016年度以前にFIT設備認定を取得したバイオマス発電」等には運転開始期限日は設定されず、今回のFIT失効制度の対象外になると理解すればよいか。	風力、水力、地熱、バイオマスの各発電設備については、2018年度認定案件から、電源ごとに一律の運転開始期限が設定されていますが、2012年度から2017年度までに認定を受けた案件には運転開始期限がついていません。他方、太陽光発電設備については、これまでの未稼働対策の中で、過去認定案件も含め、原則、全ての案件に運転開始期限が設定済となっています。運転開始期限が設定されていない案件は、2018年度認定以降の案件よりも早く運転開始に至ることを期待して、運転開始期限を設けなかったものであり、2018年度認定案件が運転開始期限を迎えてもなお、運転開始期限のないまま未稼働が継続することは、事業者間の公平性を損なうものと考えられます。このため、①価格の適時性、②事業者間の公平性の確保から、2012年度から2017年度までの認定案件に対して、事業者の予見可能性を確保する観点も考慮し、本制度措置が決定した日、つまり本省令・告示改正案の公布の日を起算点として運転開始期限を一律に設定することとあります。本内容については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件」を改正する予定です。なお、ご指摘の「2016年度以前にFIT設備認定を取得したバイオマス発電」については、上述のとおり、今回の運転開始期限の設定対象となります。
103	環境影響評価に県独自の条例アセスメントが含まれるのか明記して欲しい。	ご意見を踏まえ、2017年度までの太陽光以外の未稼働案件への運転開始期限の適用にあたり、条例に基づく環境影響評価の対象事業については、手続完了までに一定の期間を要する場合があることを考慮し、2018年12月の太陽光未稼働案件に対する措置における条例アセスメント対象案件への配慮に鑑み、公布の日から9ヶ月後を起算点として運転開始期限を設定することと致します。
104	2017年度までに認定を受けた風力、水力、地熱、バイオマスの各発電設備は運開期限が付与されていないことから、今回の措置が決定した日をみなし認定日として取り扱うことにより、運開期限を一律に設定することの意義があり、明確化ができるので、みなし認定日の設定をしてもらいたい。	①価格の適時性、②事業者間の公平性の確保から、2012年度から2017年度までの認定案件に対して、事業者の予見可能性を確保する観点も考慮し、みなし認定日ではなく、本制度措置が決定した日、つまり本省令・告示改正案の公布の日を起算点として運転開始期限を一律に設定することとあります。
105	一般的には公布の日以降に施行日となるが、今回は公布日が明確になっていないので、公布日と施行日が同じ日とすることで、運転開始期限日を令和8年3月31日と統一してもらいたい。	風力、水力、地熱、バイオマスの各発電設備については、2018年度認定案件から、電源ごとに一律の運転開始期限が設定されていますが、2012年度から2017年度までに認定を受けた案件には運転開始期限がついていません。他方、太陽光発電設備については、これまでの未稼働対策の中で、過去認定案件も含め、原則、全ての案件に運転開始期限が設定済となっています。運転開始期限が設定されていない案件は、2018年度認定以降の案件よりも早く運転開始に至ることを期待して、運転開始期限を設けなかったものであり、2018年度認定案件が運転開始期限を迎えてもなお、運転開始期限のないまま未稼働が継続することは、事業者間の公平性を損なうものと考えられます。このため、①価格の適時性、②事業者間の公平性の確保から、2012年度から2017年度までの認定案件に対して、事業者の予見可能性を確保する観点も考慮し、本制度措置が決定した日、つまり本省令・告示改正案の公布の日を起算点として運転開始期限を一律に設定することとあります。
106	一律の運転開始期限日を設定するのではなく、環境アセスメント手続きを要する設備、ならびに地域との折衝が必要となる設備については、その期間を考慮した猶予の設定をお願いしたい。また、事業者の発注時期・建設工事の過度な集中も予想され、さらには工事業者や設備の設計・製作会社への工期や納期に対する無理な要求も発生する可能性があり、建設全般において安全面や労働環境の悪化が危惧される。さらに、工事の集中により国内メーカーの対応許容量が超えることで、海外メーカーの参入も助長しかねないため、全国、全案件一律ではなく、個別事情も汲み上げた上での期限日設定について、制度に盛り込んで頂きたい。	過去既に適正手続きを経て決定された運転開始期限の制度において、制度環境影響評価法に基づく環境影響評価を実施する案件については、認定から運転開始に至るまでの期間について当該環境影響評価にかかる期間を考慮する必要があるという考えのもと、それぞれの電源種について環境影響評価も踏まえた運転開始期限を設定したものとされています。今回の措置は、運転開始期限を設定した当時の考えを踏襲し、個別判断ではなく、公平な一律の線引きをした上で今般の措置を適用するものです。2017年度以前の認定については、既に3年以上が経過し、一定程度、事業が進捗しているものと考えており、余裕をもった工事の実施をお願いいたします。他方、2017年度までの太陽光以外の未稼働案件への運転開始期限の適用にあたり、ご意見を踏まえ、条例に基づく環境影響評価の対象事業については、手続完了までに一定の期間を要する場合があることを考慮し、2018年12月の太陽光未稼働案件に対する措置における条例アセスメント対象案件への配慮に鑑み、公布の日から9ヶ月後を起算点として運転開始期限を設定することと致します。
107	非効率な石炭火力のフェードアウトが進められる中、バイオマス発電はこれを代替できる有力な電源オプションの一つである。今回、運転開始期限日が設定されることで、何らかの事情で運開が遅れ、調達期間が縮減されることで事業採算の悪化を招くとして事業化実現を断念せざるを得ない事業者が発生し、バイオマス発電導入量が減少することが考えられる。このことは、非効率な石炭火力のフェードアウト、さらには再生可能エネルギーの主力電源化といった脱炭素化政策と矛盾するのではないだろうか。	国民負担の抑制を図りながら、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めていくのが、政府としての基本方針です。今回の措置はこの方針に則ったものであり、特定の電源のみに規律を設けるものではなく、既に運転開始期限が設けられている太陽光発電を除く電源に対して、①価格の適時性、②事業者間の公平性を確保する観点に加え、事業者の予見可能性確保も考慮した上で、一律に運転開始期限を設けるものです。
108	個別案件の詳細を確認し、運転開始期限の設定を再度検討いただきたい。	運転開始期限については、各電源の開発の特性に応じた必要なプロセスに要する期間に十分な猶予を踏まえ、個別の事情によらず一律に設定しています。今回の措置は、運転開始期限を設定した当時の考えを踏襲し、個別判断ではなく、公平な一律の線引きをした上で今般の措置を適用するものです。他方、2017年度までの太陽光以外の未稼働案件への運転開始期限の適用にあたり、ご意見を踏まえ、条例に基づく環境影響評価の対象事業については、手続完了までに一定の期間を要する場合があることを考慮し、2018年12月の太陽光未稼働案件に対する措置における条例アセスメント対象案件への配慮に鑑み、公布の日から9ヶ月後を起算点として運転開始期限を設定することと致します。
109	県独自の条例アセスは、法アセスよりも条件が厳しいものが殆どであり、実際のアセス作業実施期間も法アセス同等に必要となるため、環境影響評価は法アセスだけでなく、各県独自に法アセスよりも条件を厳しく設定している条例アセスも法アセスと同様に扱うべき。	運転開始期限については、各電源の開発の特性に応じた必要なプロセスに要する期間に十分な猶予を踏まえ、個別の事情によらず一律に設定しています。今回の措置は、運転開始期限を設定した当時の考えを踏襲し、個別判断ではなく、公平な一律の線引きをした上で今般の措置を適用するものです。今般の改正では、直近の稼働・未稼働の実績データも踏まえ、運転開始期限の見直しは行いませんので、失効制度も現行の運転開始期限の制度を前提とした制度としてあります。他方、ご意見を踏まえ、2017年度までの太陽光以外の未稼働案件への運転開始期限の適用にあたり、条例に基づく環境影響評価の対象事業については、手続完了までに一定の期間を要する場合があることを考慮し、公布の日から9ヶ月後を起算点として運転開始期限を設定することと致します。

2-2. 太陽光発電以外の電源種に対する運転期限の設定（バイオマス発電について）		
110	バイオマス発電も条例アセス等に該当する案件もあるため、風力と地熱に限定することは不公平であり、環境影響評価対象となっているバイオマス発電も風力・地熱同様に運転開始期限8年の対象とすべき。	運転開始期限については、各電源の開発の特性に応じた必要なプロセスに要する期間に十分な猶予を踏まえ、個別の事情によらず一律に設定しています。今回の措置は、運転開始期限を設定した当時の考えを踏襲し、個別判断ではなく、公平な一律の線引きをした上で今般の措置を適用するものです。今般の改正では、直近の稼働・未稼働の実績データも踏まえ、運転開始期限の見直しは行いませんので、失効制度も現行の運転開始期限の制度を前提とした制度としております。他方、ご意見を踏まえ、2017年度までの太陽光以外の未稼働案件への運転開始期限の適用に当たり、条例に基づく環境影響評価の対象事業については、手続完了までに一定の期間を要する場合がありますことを考慮し、公布の日から9ヶ月後を起算点として運転開始期限を設定すること致します。なお、現行制度において、バイオマスについては、2018年3月時点で、環境影響評価法の対象となる大規模な発電設備は想定されていないという考え方により、既存の運転開始期限制度を決定し、適正手続を経て2018年4月以降の認定案件に適用されています。
111	アセス対象の発電所について、「告示案の公布時点でアセスを開始していること」という条件が急に設定されても、アセス検討の前に燃料調達等の契約を進めて、アセスを今から行おうとしている案件は、方法書の提出まで時間が掛かるため、条件クリアが困難である。代案として、経産省が案件整理のため、聴聞等を行っておりその中で案件が進んでいる（取組まれている）と判断した案件については、運転開始期限を8年と設定すべきであり、「本省令案及び告示案の公布の際現に～中略～環境影響評価を行った場合」とあるが、環境アセスの事前検討には時間がかかるため、「告示案の公布」時点で方法書の受理まで進んでいないが、発電所実現に向けて実際に検討を進めている案件（聴聞等で過去に確認出来ている案件）については、運転開始期限を8年とすべき。	運転開始期限については、通常事業実施までの必要なプロセスに要する期間に十分な猶予を踏まえ、個別の事情によらず一律に設定しており、条例による環境影響評価を特別に勘案しておりません。今回の措置は、運転開始期限を設定した当時の考えを踏襲し、個別判断ではなく、①価格の適時性、②事業者間の公平性を確保する観点に加え、事業者の予見可能性確保も考慮した上で、公平な一律の線引きをした上で今般の措置を適用するものです。なお、現行の運転開始期限の制度において、バイオマス発電については、環境影響評価法に基づく環境影響評価を考慮した運転開始期限の設定とはならず、今般の失効制度においても現行制度を前提とした制度設計とすることからバイオマス発電について環境影響評価法に基づく環境影響評価を考慮しないため、「告示案の公布時点でアセスを開始していること」という条件が急に設定」という指摘にはあたらないと考えています。なお、今般の改正では、直近の稼働・未稼働の実績データも踏まえ、運転開始期限の見直しは行いませんので、失効制度も現行の運転開始期限の制度を前提とした制度としております。
112	平成30年3月31日以前に認定を受けたバイオマス発電設備の中でも、自治体の指導のもとで調査を実施し、既に開発費用を投じて、真摯に事業化を検討している案件に対しては、追加の配慮（運転開始期限日起点の後倒し等）をお願いしたい。	運転開始期限については、各電源の開発の特性に応じた必要なプロセスに要する期間に十分な猶予を踏まえ、個別の事情によらず一律に設定しています。今回の措置は、運転開始期限を設定した当時の考えを踏襲し、個別判断ではなく、公平な一律の線引きをした上で今般の措置を適用するものです。他方、2017年度までの太陽光以外の未稼働案件への運転開始期限の適用に当たり、ご意見を踏まえ、条例に基づく環境影響評価の対象事業については、手続完了までに一定の期間を要する場合がありますことを考慮し、2018年12月の太陽光未稼働案件に対する措置における条例アセスメント対象案件への配慮に鑑み、公布の日から9ヶ月後を起算点として運転開始期限を設定すること致します。
113	バイオマスは、国際的な持続可能な燃料サプライヤー、港湾荷役業者、船会社及びそれらの関係会社等を含む、他の再生エネに比してより広範な利害関係者が関与することに加え、条例で要求されている場合には環境アセスメントに服する場合もあることから、他の再生可能エネルギーに比べて長期の開発期間を有する傾向にある。従って、本変更案によってバイオマスプロジェクトは他の再生エネに比べ非常に不利な状況に置かれる可能性があり、2017年以前にFIT認定を受けた案件に対して運転開始期限を設けることに反対する。	国民負担の抑制を図りながら、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めていくのが、政府としての基本方針です。今回の措置は特定の電源のみに規律を設けるものではなく、既に運転開始期限が設けられている太陽光発電を除く電源に対して、①価格の適時性、②事業者間の公平性を確保する観点に加え、事業者の予見可能性確保も考慮した上で、一律に運転開始期限を設けるものになります。他方、2017年度までの太陽光以外の未稼働案件への運転開始期限の適用に当たり、条例に基づく環境影響評価の対象事業については、手続完了までに一定の期間を要する場合がありますことを考慮し、2018年12月の太陽光未稼働案件に対する措置における条例アセスメント対象案件への配慮に鑑み、公布の日から9ヶ月後を起算点として運転開始期限を設定すること致します。
114	今回の変更が既認定案件に影響を及ぼすと、既往の投資への影響は計り知れず、このような過激な適用が広く認識されれば、投資家の信頼が損なわれ、バイオマスの米国から日本への供給のための投資は減少することになる。国際的な投資家の信頼及び継続的なサポートがなければ、日本のバイオマス供給の安定は危ぶまれることになる。未稼働案件には、環境アセスメントの遅延等、開発事業者の要因によらない事由によって稼働していない案件があることも考慮されるべきである。実際、本変更案においても風力発電や地熱発電等の他の再生エネに関し、環境アセスメント対象案件について例外的な運転開始期限が提示されている。従って、他の必要なマイルストーン（系統連系の確保等）を満たしているもの、条例に基づく環境アセスメントの遅延や、施設についての地域住民の理解が重要となるバイオマス発電プロジェクトの特性によるコミュニティベースの遅延（漁業協同組合、近隣住民からの当局への苦情等）がある場合等、開発事業者の責めによらずに開発が遅延しているFIT認定済バイオマス発電プロジェクトに関し、運転開始期限を2026年12月31日まで延長することを要求する。	今般の措置は、FIT制度の下で認定を受けて長期未稼働が続く案件への対応の一環として、運転開始期限が設定された新規の案件が期限を迎えども、運転開始期限のないまま未稼働が続く過去の案件に対して、法目的や制度趣旨の範囲内で現行の運転開始期限の考え方を適用するものであり、過激な措置は当たらないと考えております。また、運転開始期限については、各電源の開発の特性に応じた必要なプロセスに要する期間に十分な猶予を踏まえ、個別の事情によらず一律に設定しており、条例による環境影響評価を特別に勘案しておりません。今回の措置は、運転開始期限を設定した当時の考えを踏襲し、個別判断ではなく、公平な一律の線引きをした上で今般の措置を適用するものです。他方、2017年度までの太陽光以外の未稼働案件への運転開始期限の適用に当たり、条例に基づく環境影響評価の対象事業については、手続完了までに一定の期間を要する場合がありますことを考慮し、2018年12月の太陽光未稼働案件に対する措置における条例アセスメント対象案件への配慮に鑑み、公布の日から9ヶ月後を起算点として運転開始期限を設定すること致します。
115	バイオマス発電について、条例環境影響評価の対象案件は、アセスプロセス期間の猶予等の配慮をお願いしたい。	運転開始期限については、各電源の開発の特性に応じた必要なプロセスに要する期間に十分な猶予を踏まえ、個別の事情によらず一律に設定しており、条例による環境影響評価を特別に勘案しておりません。今回の措置は、運転開始期限を設定した当時の考えを踏襲し、個別判断ではなく、公平な一律の線引きをした上で今般の措置を適用するものです。他方、2017年度までの太陽光以外の未稼働案件への運転開始期限の適用に当たり、条例に基づく環境影響評価の対象事業については、手続完了までに一定の期間を要する場合がありますことを考慮し、2018年12月の太陽光未稼働案件に対する措置における条例アセスメント対象案件への配慮に鑑み、公布の日から9ヶ月後を起算点として運転開始期限を設定すること致します。
116	今回の運転開始期限が設定されると、新型コロナウイルスの感染拡大等、不測の事態が発生し、運転開始期限までに運転を開始できなかった場合に、事業の採算に大きな影響を及ぼし、融資実行済みの元利金の回収が困難になる可能性が懸念される他、現在検討中の融資案件について実行が困難になる可能性が高くなり、事業の継続または新規取組への影響が懸念されるため、運転開始期限の相応の延長等の配慮をお願いしたい。	運転開始期限については、通常事業実施までの必要なプロセスに要する期間に十分な猶予を加え、系統側の都合や災害などの個別の事情によらず一律に設定しているものです。現行制度との整合性確保の観点から、ご指摘の点については現時点で検討しておりません。
117	平成30年3月31日以前に認定（旧認定を含む）を受けた認定済バイオマス案件には電源接続案件募集プロセスに時間を要したため、運転開始が遅れる見込みの案件が存在する。風力・地熱は法アセス理由の延長要件があるため、たとえ電源接続案件募集プロセスに参加している場合も、法アセス理由の延長期間中でプロセスが終了し、実質的な問題は無いことが想定される一方、バイオマスには法アセスのような延長要件がないことから、電源接続案件募集プロセスがあれば、当該期間の影響を工程上、そのまま受けることとなる。そのため、電源種間の公平性も鑑み、バイオマス発電設備に関しては、電源接続案件募集プロセスによる運転開始期限の延長を規定して欲しい。	2017年4月1日時点で手続中の「電源接続案件募集プロセス」に参加している案件は、プロセスが終了した日の翌日から起算して6ヶ月間のうちに、接続契約を行い、その同意が得られた日法第9条第3項の認定を受けたものとみなされ、そのみな認定日から運転開始期限の起算点となります。運転開始期限の設定にあたって、電源接続案件募集プロセスを理由とした期間設定は行っており、電源種間で不公平が生じているとは考えていません。
118	「適用除外期限」（バイオマスの場合、本省令案及び告示案の公布の日から2年後）のような考え方を導入し、左記「適用除外期限」までに、管轄産業保安監督部から工事計画届出書提出の受理印を得て、目付、一般送配電事業者から着工届出書提出の受理印を得た案件については、運転開始期限の適用を除外してほしい。	今回の措置については、①価格の適時性、②事業者間の公平性を確保する観点に加え、事業者の予見可能性確保も考慮した上で、一律に運転開始期限を設けるものになります。電源種間の公平性を鑑み、特定の電源のみ適用除外を設けることは致しません。
3. 太陽光発電に係る2016年度認定への対応について		
119	系統連系工事着工申込みの受領は早くとも2021年8月頃にしてもらいたい。	未稼働案件に対しては、2019年1月に取りまとめた「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大綱導入・次世代電力ネットワーク小委員会中間整理（第2次）」において、「（期限までに運転開始準備段階に入ったものは調達価格を維持し、間に合わなかったものは運転開始準備段階に入った時点の2年前の調達価格を適用する。新たに運転開始期限を設定。）」2015・2016年度認定案件についても、毎年4月1日を施行日として対象年度を拡大することを基本」としており、事業者への予見可能性は十分確保した制度となっていると考えています。そのため、系統連系工事着工申込みの受領期限は原案のとおりといたします。
120	今回の案について、裁判などで相当期間延期が決まった場合についても以前の価格で保証するのか。	長期安定的な事業運営を求める再生可能エネルギー政策の下では、地元との関係構築も含め適切な期間内で事業化を行っていただくことが前提であり、ご指摘のような事情を個別に勘案して今回の措置の適用判断を行うことは、公平かつ透明性ある線引きの観点から適切ではないと考えます。